

<特集「京都府立医科大学の看護教育開始から120年を経て～そのはじまりをみつめる～」>

京都府立医科大学で始められた看護教育

滝下 幸栄, 岩脇 陽子

京都府立医科大学大学院保健看護研究科保健看護専攻*

京都府立医科大学医学部看護学科看護学講座

The Origin of the Nursing Education at Kyoto Prefectural University of Medicine

Yukie Takishita and Yoko Iwawaki

Graduate School of Nursing and Health Care Science, Master of Nursing for Health Care Science,

Kyoto Prefectural University of Medicine

School of Nursing, Kyoto Prefectural University of Medicine

抄 録

京都府立医科大学の前身である京都療病院では、1872年(明治5年)の開院当初から「看病人」,「介抱人」と呼ばれる看護関係職員が雇用され、現在の看護管理者にあたる「看頭」や「看病人取締」らと共に看護の業務を行っていた。「看病人・介抱人」は明治10年代には「看病婦」と称され、患者の増加と共にその数が増えていった。京都療病院の看病婦は、明治20年代の後半から看護の質とモラルに関して京都府議会等から批判を受けた。それを受けて、療病院では看病婦見習制度や看病法講習が開始された。

療病院における組織的な看護教育は1893年(明治26年)からの日本赤十字社京都支部看護婦養成所で始まった。修業年限は1年で、療病院の医師が教育にあたった。療病院看病法講習や日赤看護婦養成所が布石となり、明治30年代から本格的な看護教育が始まり、京都府医学校附属看護婦教習所が開設された。

キーワード：看護教育, 看護歴史, 看護婦取締規則, 赤十字看護教育。

Abstract

Kyoto Prefectural Hospital as a predecessor of Kyoto Prefectural University of Medicine has long been operating its employment of nursing staffs called “Kanbyonin and Kaihounin” (=both means “nursing attendants” in English) since its early days of establishment back in 1872 and they were also in charge of nursing duties such as “Kantou (=directory of patients in need of nursing care)” and “Kanbyonin Torishimari” (=a head of nursing staff) which is now taken over by nursing administrators. Those nursing attendants were then renamed as “Kanbyofu” which is today’s “nurse” in 1880’s of Meiji period and their number had been on the increase along with the increasing number of patients.

The nurses of Kyoto Prefectural Hospital had been bearing the brunt of criticism on the standards

of their nursing quality and ethics by the Prefectural Council of Kyoto since early 1890's. For this reason, the Kyoto Prefectural Hospital had commenced on the establishment of official training of nursing and educational courses on nursing law provided for nurses.

The organizational nursing education which is specialized for the was Kyoto Prefectural Hospital provided at a vocational school of the Red Cross Kyoto branch. The instruction of the course was given by doctors of Kyoto Prefectural Medical School on one-year period basis.

Thereafter the establishment of such courses on Pathological Study of Nursing Care at nursing school and the vocational training center of the Red Cross Kyoto branch had become the opening foundation for the earnest commencement on nursing education since 1900's up to the establishment of today's nursing training center in Kyoto Prefectural University of Medicine.

Key Words: Nursing education, Nursing history, Nurses Ordinance, Red Cross.

はじめに

明治期の京都は、全国に先駆けての西洋医学を取り入れた近代病院の建設や外国人教師による医学教育の開始等、医学の先進地域であった。また、看護においても1875年(明治8年)からの産婆教育の開始は、日本における助産師教育の嚆矢であり、1886年(明治19年)から始まった同志社における京都看病婦学校は近代的な看護教育の先駆けであった。このような中で、京都府立医科大学における看護教育も始まった。

本学における看護教育は、1889年(明治22年)の産婆教習所の開設を経て、病院で働く看護婦を対象とした看病法講習や日本赤十字社委託の看護婦養成での実績を積む中で開始された。そして、明治30年代には、当時の看護婦の根拠省令であった「看護婦規則」に準じた看護婦教習所が開設され、本格的な看護教育が展開された。

第二次世界大戦後からは、大幅な教育の見直しが行われた。1946年(昭和21年)には看護婦教習所の廃止と厚生女学部の開設が決定された。厚生女学部は、3年の修業年限であり、卒業生には、看護婦・助産婦免許の他、高等女学校卒の資格も与えるという斬新なものであった¹⁾。1949年(昭和24年)には、保健婦助産婦看護婦養成所指定規則に基づき、厚生女学部の教育と並行して甲種看護婦学校が設立された。その後、厚生女学部は廃止されたが、1952年(昭和27年)に、甲種看護婦学院は看護婦学院と改称され、1976年(昭和51年)には専修学

校制度により、看護専門学校(看護学科)となった。そして、1993年(平成5年)には京都府立医科大学医療技術短期大学部を開学、2002年(平成14年)に京都府立医科大学医療技術短期大学部を京都府立医科大学医学部看護学科に改組し、現在に至っている。

120年におよぶ本学の看護教育は、わが国有数の古い歴史を持つものである。また、第一線の看護教育機関として、当時の国や京都府の許認可をいち早く取り付けてきた経過を持つことから、看護教育史研究においても重要な学校である。以下では、そのような本学における看護教育開始の事情について、振り返ってみたい。

京都療病院の看病婦

京都府立医科大学の前身である京都療病院は、1872年(明治5年)に設立された。わが国初の公立精神病院の建設やヨンケル、マンズフェルト、ショイベといった優秀な「お雇い外国人」による西洋医学教育の開始等、当時として先進的な病院であった²⁾。

看護関係職員は、開院当初から雇用されていた。1873年(明治6年)の京都府の報告書に「男看病人三人、女看病人貳人」を療病院に雇ったとの記録が残されている³⁾(図1)。1883年(明治16年)の報告書では、その人数が増えているほか、現在の看護師長にあたる「看病人取締2名」の記載があった。また、入院患者が病院外から個人的に雇う「介抱人」も認められていた。現在の病棟主任的な役割を担う「看頭」といわれる職種の記録も残されている。明治期の京都療

一明治五十五年八月廿五日ヨリ満三ヶ月ノ間醫師獨逸ノ當時美國入籍ヤンケルフ付金貨四百五十圓第二ヶ年三月三十日トモ土百円宛 五月給合金四百五拾八円 壹年合金五千四百九拾六円 小泉唯永 吉田興三 男者病人 三人 女者病人 貳人	新宮源湖 木下 照 田中元造 器械科 高橋良輔 書記 須川美福 英文書記 美奈夫 原口隆造 桂 秀馬 給仕 本村得澄 奥村宗義
--	--

図1 京都府から文部省への京都療病院に関する報告書（明治6年，京都府史第一政治部衛生類医務療病院付解剖事件，京都府立総合資料館所蔵）

病院では「看頭」，「看病人取締」，「看病人」，「介抱人」によって，看護の業務が行われていた⁴⁾。

わが国における職業的看護の始まりは，1868年（明治元年）の戊辰戦争時の横浜軍陣病院における女性たちの看護活動とされている。本学の「看病人」はそれらと時期を經ずして現れて

いることが確認できる。

また，先の1873年（明治6年）の報告書には，京都療病院医学生名簿に続いて，「女生徒大槻こま他六人」とある（図2）。この時期はまだ女医の制度ができていないことから，女生徒とは産婆生徒ないしは看護婦生徒ではなかったか

土曜日 以上教師ヨシケル氏講義 右四 以上學務掛受付 生徒姓名 須川美福 外 女生徒 大槻 秀馬 外 六人	療病院 治療科別 療病院入學生徒名簿 合冊 本冊前項ニ接シ ル。以テ茲ニ附ス 第七時ヨリ第八時ニ至ル 休業 第九時ヨリ第十二時ニ至ル 休業 日曜日 休業 月曜日 解剖學 火曜日 解剖學 水曜日 解剖學 金曜日 解剖學
---	--

図2 京都府から文部省への京都療病院に関する報告書（明治6年，京都府史第一政治部衛生類医務療病院付解剖事件，京都府立総合資料館所蔵）

と考えられる。ただ療病院では、開業の翌年から解剖見学を産婆に開放していることや、1875年（明治8年）から京都府知事の命により産婆会や産婆講習会が組織されていることから上記の女生徒は産婆生徒であった可能性が高い。

また、1872年（明治5年）に京都府が管内に布達した「京都病院教師課業表」（お雇い外国人ヨンケルの授業時間割表）に、「産婆術・諸病看護法」の時間が設けられていた。この授業の対象は誰であったのか、女生徒の聴講があったのか否か、今後調査を進めていきたい。

本学の開院当初から雇用されていた「介抱人・看病人」は明治10年代には「看病婦」と称され、病院の規模が大きくなると共にその数が増えていった。明治30年代には60余名、明治40年代には180名余りの看病婦が療病院で働いていた。この看病婦については、残念なことに、明治20年代後半から30年代にかけて、京都府議会や当時の有力地方新聞であった日出新聞（現京都新聞）で何度か批判を受けている。その批判とは「療病院看病婦の患者取扱いは冷淡で不親切である」、「患者から賄賂を取って看護の厚薄がある」、「正規の看病婦教育を受けたものがない。京都看病婦学校の卒業生を雇い見習わせてはどうか」⁵⁾、「掃除婦と変わらない。監督を十分して欲しい」⁶⁾といった内容であった。療病院はそれらを受けて、看病婦見習生制度の発足、看病人取締の強化、京都看病婦学校卒業生の雇用の促進、日給の値上げ、奨励賞与金の給付や看病婦講習の開催などの改善策を講じている⁷⁾。

看病婦見習生制度と看病法講習について

看病婦見習生の募集は1893年（明治26年）から行われた。目的は「府立病院看病婦の弊害を矯正する為」⁸⁾であった。募集条件は、年齢が17歳以上30歳以下で品行端正、家計上に繋累なく、普通の読み書きが出来るものであった。

見習生を日給5銭から8銭で10カ月間勤務させた後、勤務態度が良好であれば、引き続き2年間本格的に雇用する契約であった。

看病婦の雇用に関しては、1892年（明治25

年）の京都府議会で「無暗に雇用はせず、相当知識あるものを見習わしめ、実務を教え込み使用している」⁹⁾と療病院当局者は説明していたが、採用基準等が明らかになったのは今回の見習生制度が初めてである。見習いという教育方法は、明治30年以降の派出看護婦会や私立病院でよく見られたもので、その実態は安価な労働力の確保が目的であったとされている。未熟練看護婦を生み出す原因ともなり、その後の看護婦取締の対象となっていくものではあるが、療病院では採用に一定の基準を設け、適性をみる試用期間をおくことで看病婦の質の向上をめざしたものであった。どのような見習生が採用されたかは不明であるが、府の予算では毎年10～20人の採用計画があった。

見習生に対し本格的な看護の講習が始まったのは1897年（明治30年）からである。「療病院看病法講習規則」（図3）によると、講習目的は「看病法は患者を看護する方法を研究するものとす」で、修業年限は1年であった。講習の対象は、療病院看病婦および見習生であった。選抜の規程はなかった。講習時間は午前8時から9時の1時間で、講習科目は看病婦に要する性質、包帯学大意、病室清潔法等に加え、小手術、手術予備法など診療の補助業務関連の科目が多い内容であった。講師は医学校と療病院医師であった。学用品は自弁であった。授業料についての記載はなかった。1897年（明治30年）の京都府の予算には看病法講習生に20銭の日給が計上されていた。講習中は、3カ月ごとの小試験と学期の終わりに卒業試験が行われ合格の者には卒業証書が授与された。講習生は5組に分かれ1組15名以下とされ、毎日1組ずつ講義が行われた。初年度受講生の名簿が残っているが、勤務しながらの受講のため各組の生徒は勤務に差し支えがないよう部署が重ならないようになっていた。教科書は「看護婦教程及び普通看護法その他看護法講習に関する書物より適当なるものを選定し5部を病院におく」とされていた。「明治30年5月為看病婦講習用購之」と書かれた通俗看病学（川上政八編、明治25年）、看病学（安藤義松編、明治22年）が本学

看病法講習規則
 第一條 看病法講習者ヲ看護婦ニシテ方法ヲ研究スルモノトス
 第二條 修業期限ハ二年間トス
 第三條 講習科目目次ハ如シ
 一 看護婦ニ要スル性質
 二 編帶學大意
 三 病室清潔法
 四 藥餌用法
 五 重病患者看護法
 六 傳染病患者看護法
 七 救急療法
 八 瘡癤法
 九 防鼠法
 十 消毒法
 十一 患者運搬法
 十二 手術準備法
 十三 手術後ノ注意
 十四 灌腸法

京都府立療病院

皮下注射法
 鼻咽喉洗滌法
 吸入及噴霧法
 水栓及吸筒 氣泡 芥子泥等用法
 氣温療法
 洗拭及浴法
 体溫脈及呼吸計法
 塗擦法及塗敷法
 カテーテル用法
 十五 小児病看護法
 十六 瀕死者及死後處置
 十七 消毒法
 第十八條 講習生ハ本院看護婦及身習生トス
 但シ上席人員ハ別ニ之ヲ定ム
 第十九條 修業中毎三月小試験ヲ行ヒ點數ヲ定メ全修業期ノ終ニ於テ卒業試験ヲ行ヒ合格者ニ卒業證書ヲ授與スル

京都府立療病院

図3 京都府立療病院看病法講習規則（明治30年 著者所蔵資料）

図書館に残っている。前者は家庭看護用で平易な内容であり、後者は全75章からなる詳細な看護書である。

この看病法講習規則の草案が残っており、ここでは解剖学大意、生理学大意など基礎的な科目が書かれていたが、講習実施の時点では削除されていた。講習時間の制約から省かれたのだと思われる。科目を見る限り、診療の補助を中心とした実践的能力の育成に主眼がおかれていたことがうかがえる。

明治期の看護教育は指定規則等で統一されていなかったため、修業年限、学科内容などが一定せずカリキュラムの比較は難しいが、医育機関を持つ同時期の1年制の看護婦養成所のもの

と療病院の看病法講習と比較すると、講習科目は東京帝国大学医科大学附属第一医院（現東京大学医学部附属病院）の「看病法講習規則」¹⁰と同内容であった。東京帝大では1887年（明治20年）から同病院で働く看護婦の増員と質の向上を目的として看護教育が始まった。当初はナイチンゲール方式の教育をうけたヴェッチが教鞭を執っていた。その後、教育は医師の手にまかされ、教育内容もナイチンゲール方式から離れていくことになったが、ここでの教育は後の官立医大病院の看護婦養成の範にされるが多かった。療病院の看病法講習もその例ではないかと考えられる。また京都帝大医科大学附属病院（現京都大学医学部附属病院）では、1899年

(明治32年)の開院と同時に「看護婦見習講習科」を開設している¹¹⁾。1日8時間程度の勤務と4時間の講義を行うものであった。科目の詳細は不明である。また愛知県立医学校では1894年(明治27年)から、大阪府立医学校では1897年(明治30年)から看護婦養成が開始されている。1週に12~18時間の講義を行うもので、科目の傾向は療病院のものと似ていたが、医療看護関連の科目の他、普通学や体操なども加えられていた。

療病院における看病法講習がいつまで続いたかは明らかではない。京都府の予算書では1902年(明治35年)まで計画されていた。

日本赤十字社京都支部における 看護婦養成

療病院は、1889年(明治22年)から産婆教習所を開いていたが、看護婦の組織的な教育は、1893年(明治26年)に日本赤十字社京都支部の委託を受けて、看護婦養成所が設置されたのが最初と考えられる。東京の日赤本社では、1890年(明治23年)から看護婦養成を開始していたが、支部の要請を受けて、その4年後から地方の既設病院内に養成所を設けて看護婦養成を開始している。療病院の養成所もその一つである。

受験資格および試験科目は明らかではない。日赤本社の「養成規則」に準じているとすれば、資格は年齢が20歳以上30歳以下で、「普通ノ文字ヲ読み得仮名交リ文ヲ作り算術ノ心得アル者」であった。科目は、読書、作文、応問、書取、算術である。日赤本社の修学期間は、3年半(学科1年半、実習2年)であったが、療病院では1年であった。

1893年(明治26年)の9月に生徒の募集が開始された。しかし、受験者が思うように集まらず、募集期間を延ばしたり、試験内容を平易にしたりといった対応がとられた様子が当時の新聞に載っている。日赤職員が京都市内の各地で「幻燈会」を開催し、看護婦生徒の勧誘に奔走したことも詳細に報じられており、看護婦希望者が少なかった当時の様子をうかがうことが

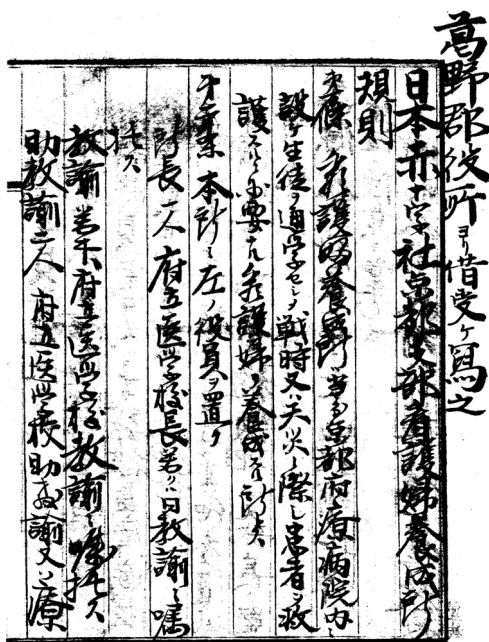


図4 日本赤十字社京都支部看護婦養成所規則(年不詳 著者所蔵資料)

できる。最終的には19名が受験し15名が合格した。

京都支部看護婦養成所の授業は学理と実習に分かれ、学理は口述筆記であった。実習は、療病院の患者を対象に各科を回って行われた。教科目は、人身解剖生理大要、伝染病発生及び徴候、眼疾、咯血、吐血等の各種疾患、薬物療法、包帯法、消毒法、吸入法、病者看待(患者の観察・記録・報告)、病室清潔法、病者飲食、体温測定法等の看護法である¹²⁾。

養成所の所長は、当時療病院の院長で医学校長でもあった外科医の猪子止戈之助であり、教員は、内科部長で医学士であった笠原光興、婦人科産科部長で医学士の足立健三朗、ほか療病院の二等医三等医が務めていた。日赤本社看護婦養成所の2期生である高木はる他数名の看護婦も京都支部看護婦養成所の教育にあたった。京都支部養成所の1期生は翌1894年(明治27年)の10月に卒業している。日清戦争が始まった直後であり、戦時救護看護婦として活躍が期待された様子が、当時の医学雑誌に載っている¹³⁾。

療病院での日赤看護婦の養成がいつまで続いたかについては、明らかではない。1905年(明治38年)まで依託があったことが記録に残っている。卒業生は、戦役時の救護の他、病院の看護に従事する一方で、1895年(明治28年)に高木はるらによって結成された「平安看護婦会」で派出看護活動に従事した。

このような日赤の看護教育の実績と訓練された看護婦の出現は、療病院内に雇用されている看護関係職員の訓練・教育の必要性を触発することになり、「京都府医学校附属看護婦教習所」開設の布石になっていったと考えられる。

京都府医学校附属看護婦教習所

療病院での組織的な看護婦教育は、本学看護学科の沿革史では、1896年(明治29年)に開設された2年の教育期間を持つ「京都府医学校附属看護婦教習所」からとされている。しかし、筆者らの調査では開設時の一次資料を得ることはできなかった。過去に紹介されている資料はいずれも1903年(明治36年)以降のものであった。医学校・療病院関係の規則の制定、改正時は京都府から告示として発表されることが多いが、当時の告示類を調査したが該当するものはなかった。

また、明治・大正期発行の本学の沿革史にも記述はみられなかった。また1896年(明治30年)の京都府立医学校校友会雑誌では、先の療病院看病法講習の記事のあと「療病院内には看護婦養成所二様に分れ、一は赤十字社の囑託によれるものにして生徒二十余名あり、一は病院の講習生にして在来使用の看病婦をして最より正規の学科を教授するにあり」とある。京都府の予算書では、1894年(明治27年)～1897年(明治30年)は「看病婦見習生」、1898年(明治31年)～1902年(明治35年)までは「看病婦講習生」という名目で日給の計上があり、1903年(明治36年)からは、日給記載がなくなり収入の欄に看護学生の授業料の額が示されていた。

本学看護学科の記念誌に掲載されている資料では、看護婦教習所の第1回卒業は1898年(明

治31年)とされていることから、逆算すると教習所開設は、1896年(明治29年)前後となる。しかし、卒業生名簿を詳細に見ていくと、看病法講習の受講者と重複が見られていた。これらのことから、療病院では1896年(明治29年)～1902年(明治35年)までは看護婦教習所の教育と看病法講習が並行して行われていたか、あるいは、教習所の前身として1897年(明治30年)～1902年(明治35年)まで看病法講習が行われ、1903年(明治36年)に2年制の教習所に整えられたことが考えられる。1903年(明治36年)は京都府が看護婦取締規則を発令した年である。その規則では2年以上の課程をもつ官立公立学校、病院または赤十字社の看護婦養成所の卒業者は看護婦試験を受けなくても看護婦免許を取得できるとされており、京都府下の多くの看護婦養成所でカリキュラムの変更が行われている。療病院においても同様の見直しが行われたのではないかと考えられる。

1903年(明治36年)の京都府立医学専門学校附属産婆看護婦教習所規則(図5)を見ると、教習所の目的は「看護学を教授する所とす」で、修業年限は2年であった。入学資格は、高等小学校を卒業したもので年齢18歳以上、品行端正身体健全なものとされていた。選抜試験が規定されていたが試験科目は不明である。募集は4月と10月に行われた。第一学年は1週13時間の講義を受け、第二学年は修身の講義の他は実習のみであった。科目は、看病法講習では削除されていた解剖学大意や生理学大意に加え、精神患者看護法、産褥婦看護法、衛生学、医療器械学大意、各種看護法、按摩法、看護婦心得、修身学などが加わっていた。講師は府立医学専門学校校の医学得業士であったが、按摩法は囑託教員が別途いたようであった。実習はすべて療病院で行うとされ、実習中は「療病院看病人服務規程」を遵守するようになっていた。授業料は1カ月50銭であったが夏休み中と実習時は支払う必要がなかった。また産婆学と看護学の「兼修」も認められていた。

この時期の他の看護婦養成所の教科内容は療病院のものとは大差ない内容であり、療病院の特

京都府立醫學專門學校附屬産婆・看護婦教習所規則									
第一條 本所ハ産婆看護婦ヲ養成スル所トス									
第二條 産婆生徒修業年限ニ年半トシ之第一第三第三三									
三学期分々各学期ニ分テトス									
看護婦生徒修業年限ニ年トシ之ニ学年ニ分テトス									
年ヲ前後ニ学期トシテ									
第三條 産婆生徒ノ教授ニ科目及授業時間左如シ									
第一学期									
一 修身									
一 解剖生理学大意 (一週八時)									
一 産婆學 (性根分規及産管 平産過産區法)									
第二学期									
一 修身									
一 産婆學 (初産見新法 初産見産前之象 胎動分規 産管異常時過産時産後之注意)									
一 傳染病看護法									
一 急救療法									
一 産婆學模型演習 (模型所 模型所及 産管模型所)									
第三学期									
一 修身									
一 小兒病看護法									
一 按摩法 (一週三時)									

図5 京都府立医学専門学校附属産婆・看護婦教習所規則（明治36年 著者所蔵資料）

徴を見いだすことはできないが、「看護婦心得」などは東京帝大のみに見られた科目であり、ここでも東京帝大をモデルにしたことが考えられる。また按摩法は帝大にはなく、日赤や京都看病婦学校に見られた科目であった。「修身」は、療病院では2学年を通じて設けられている。明治36年頃は一般教育において教育勅語にもとづく徹底した修身教育が展開され始める時期であった。療病院看病婦の低モラルの批判に加え、全国的にも看護婦の質の低下が取りざたされ始めた時期であり、重視されていたことがうかがわれる。他の養成所でも、修身あるいは道徳・倫理という科目を設けているところがみられた¹⁴⁾¹⁵⁾。

おわりに

本学における看護教育の開始の契機は、記録を見る限りでは、療病院の看護の質の向上と看病婦の確保であった。明治20年代の後半に始まる京都府議会やメディアの看病婦批判を受けて教育が始められた経過がうかがわれる。しかし、それらの批判も、明治30年代の中頃には全く見られなくなり、「善良で品行のよい府立の看護婦」、「かなり評判のよい府立病院の看護婦」といった表現に取って代わられるようになった。一方で、日赤の看護教育の母胎になるなど先進的な側面も持っていた。そして、京都府令看護婦取締規則の発令を受けて、組織的な教育内容の整備が行われ、京都府指定の看護教育機関として発展していったことがわかる。

文 献

- 1) 京都府立医科大学附属看護専門学校創立百周年記念事業実行委員会編。京都府立医科大学附属看護専門学校百年のあゆみ。京都、1989; 11-18.
- 2) 京都府立医科大学創立八十周年記念事業委員会編。京都府立医科大学八十年史。京都、1955; 1-10.
- 3) 京都府立総合資料館所蔵資料。京都府史第一政治部衛生類、医務療病院付解剖事件（明治元年～明治7年）。京都：1875.
- 4) 滝下幸栄，岩脇陽子。京都府立医科大学における看護婦教育の始まりについて(1)―看護婦教習所設立ま

- での動き一. 京府医看紀要 1995; 4: 65-72.
- 5) 京都府議会図書館所蔵資料. 明治 25 年度京都府通常府会議事録. 1892; 12: 8-11.
 - 6) 京都府立総合資料館所蔵資料. 日出新聞 1894; 2 月 18 日.
 - 7) 滝下幸栄, 岩脇陽子, 新村拓. 京都療病院の看病婦について. STUDIA HUMANA et NATURALIA 1996; 30: 1-37.
 - 8) 京都府立総合資料館所蔵資料. 日出新聞 1893; 4 月 16 日.
 - 9) 前掲書 5). 8-9.
 - 10) 東京大学医学部附属看護学校 45 周年記念誌出版委員会編: 看護教育百八年のあゆみ. 東京大学医学部附属看護学校. 東京, 1995.
 - 11) 南出成子, 岸根滋子, 佐藤幸子. 京都帝国大学医科大学附属医院における開院前後の看護事情について. 日本看護歴史学会誌 1994; 7: 35-47.
 - 12) 日本赤十字社発行所. 日本赤十字 1896; 17: 45.
 - 13) 京都医事衛生社. 京都医事衛生誌 1894; 4: 17-18.
 - 14) 東京医事新誌局. 東京医事新誌 1903; 7 月: 41-42.
 - 15) 坪井良子, 芳賀佐和子, 高橋陽子, 松田道子. 慈恵における看護教育史Ⅲ看護婦教育所(2)看護婦教習所規則をもとに. 看護教育 1978; 19: 255-259.

著者プロフィール



滝下 幸栄 Yukie Takishita

職・所属：京都府立医科大学医学部看護学科 健康回復看護学部門 講師

略 歴：1982 年 京都府立医科大学附属看護専門学校卒業
同大学附属病院看護師

1989 年 同大学附属看護専門学校専任教員

1993 年 同大学医療技術短期学部助手

2002 年 立命館大学社会学研究科応用社会学専攻博士前期課程修了
京都府立医科大学医学部看護学科学内講師

2004 年 同大学医学部看護学科講師

専門分野：基礎看護学 看護教育学

主な業績（歴史関連）：

- 2009 年 明治期の新聞記事に見る看護一日清戦争前後の京都の看護を中心に，第 35 回日本看護研究会学術集会。
明治期の新聞記事に見る看護—明治 30 年代の京都の看護を中心に—，第 29 回日本看護科学学会学術集会。
- 2005 年 近代日本における公的職業資格制度と看護の資格—指定校制度の特徴，日本医史学会関西支部春期大会。
- 2004 年 近代日本における看護制度の変遷について—京都の事例から，京都府立医科大学看護学科紀要，13: p.63-70.
- 2003 年 近代日本における看護制度の展開過程- 看護職の制度化と職業化について—，京都府立医科大学看護学科紀要，2003; 12: p.97-109.
「看護婦規則」制定後の変化—職業規制に関する概念枠組みを用いて—，29 回日本看護研究会学術集会。